

## I 届出の手続方法

1 特殊肥料生産業務に関する届出について

特殊肥料(堆肥等)を生産するときは、販売、譲渡、物々交換等にかかわらず届出をしてください。また、肥料販売業務開始届出も同時に行ってください。

なお、生産を開始する1週間前までに届出てください。 (法律22条第1項)

(1) 特殊肥料生産業者届に必要な書類等

ア 特殊肥料生産業者届出書1通イ 登記簿謄本(法人の場合)または住民票(個人の場合)1通ウ 地図(工場、事務所の所産地を示す略図)1通工 肥料の主成分等の分析結果1通オ 生産工程の概要図及び写真1カ 堆肥及び動物の排せつ物に関するチェックシート100g程度

(2) 特殊肥料に係るその他の届出(変更・廃止してから2週間以内)

ア 届出事項が変更になった場合

特殊肥料生産業者届出事項変更届出書 1 通 登記簿等 1 通

イ 生産を廃止した場合

特殊肥料生産事業廃止届出書

1通

ウ 相続、合併、個人から法人になった場合 廃止届を提出後、新しく特殊肥料生産業者届出を提出

2 届出書の受け取り通知について

特殊肥料生産業者届が提出され受け取った場合は、整理番号を記した通知文を送付します。